

長野県大学職場一般吹奏楽連盟アンサンブルコンテスト実施・審査規定

長野県大学職場一般吹奏楽連盟

改定 (平成 7 年 1 月 3 日)

(平成 12 年 4 月 23 日)

(平成 15 年 1 月 3 日)

(平成 21 年 11 月 26 日)

(平成 23 年 10 月 29 日)

最終改定 (平成 27 年 10 月 31 日)

[1] 総則

1. この規定は長野県吹奏楽連盟が主催する長野県アンサンブルコンテストの部門のうち長野県大学職場一般吹奏楽連盟 (以下、「当連盟」という。) が主管する「大学の部」及び「職場・一般の部」の実施及び審査に関して必要な事項を定めたものである。
2. コンテスト「大学の部」及び「職場・一般の部」は、当連盟の正会員 (以下、「正会員」という。) に属するグループが応募して参加し、毎年 1 月に実施する。
3. 実施会場及び日時は当連盟理事会 (以下、「理事会」という。) がこれを定める。

[2] 実施部門及び人員

1. 実施部門を次のとおりとし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。
 - ①大学の部
 - ②職場・一般の部
2. 各グループの編成は 3 名以上 8 名までとする。

[3] 参加資格

1. 各部門の参加資格要件は正会員に属するグループで次のとおりとする。
 - ①大学の部
構成メンバーは同一の大学、短期大学又は高等専門学校に在籍している学生とする。
 - ②職場・一般の部
グループ構成メンバーは当該団体の構成員とする。ただし、職業音楽家の参加は認めない。
2. 同一奏者が二つ以上のグループに出場することは認めない。

[4] 演奏

1. グループの編成、演奏者配置及び演奏方法については次のとおりとする。
 - ① 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成は認めない。
 - ② 同一パートを 2 名以上の奏者で演奏することは認めない。

- ③ 独立した指揮者は認めない。
- ④ 参加申込書の記載事項を変更しての演奏は認めない。
- 2. 参加グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。
- 3. 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで大会に参加することは認めない。
- 4. 演奏時間について次のとおりとする。
 - ① 演奏時間は5分以内とする。
 - ② 演奏時間とは演奏開始から演奏終了までをいう。
 - ③ 規定の演奏時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 5. 出演順について次のとおりとする。
 - ① 部門演奏順序及び出演順序は理事会が決定する。
 - ② 出演順決定後はやむを得ないものと認められる場合を除き出演順を変更しない。

[5] 審査

1. 審査の実施及び審査員の選出は次のとおりとする。
 - ① 審査は審査員5名からなる審査委員会が行う。
 - ② 審査員は県内外の専門家、有識者の中から選出し、当連盟理事長（以下、「理事長」という。）が委嘱する。
 - ③ 審査委員会の互選により審査委員長を選出し、審査委員長が審査委員会を統括する。
2. 審査員は次の観点により審査を行う。

A 音と音質	音色、音のコントロール、音のブレンド
B イントネーション	音程、フレージング
C テクニック	アインザッツ、リズム、発音、正確さ、個々の技術
D バランス	主旋律、対旋律、伴奏、ハーモニー、音量
E 楽曲解釈	テンポ、ダイナミックス、感銘度、きめの細かさ、奏者の理解度
3. 審査の評価は次のとおりとする。
 - ① 審査は「技術」及び「芸術」についての段階評価によるものとし、各審査員が「技術」1～10、「芸術」1～10の各10段階で評価を行う。
 - ② 審査員は[5] 2. に規定する審査の観点を踏まえて各グループについて独自の基準で評価するものとし、その結果を審査カードに記入する。併せて各グループの審査講評を審査カードに記述する。
4. 審査結果の処理は理事長が指名した者が行う。
5. 審査員が評価した「技術」「芸術」の段階評価は、審査員1名につき20点、審査委員会として100点を上限とする「評定点」として集計し、グループごとに以下の基準により「金賞」、「銀賞」、「銅賞」の賞を付与する。

金賞	80点以上
銀賞	60点以上79点以下

銅賞 59点以下

6. [5] 5. の規定により付与した賞は審査委員会の了承により決定し、理事長が授与する。
7. [4] 4. の規定により失格となったグループには努力賞を授与する。

[6] 規定違反に対する処分

1. 参加グループに [3] 1.、[3] 2.、又は [4] 3. の規定に違反する事実が認められた場合は、当該グループについて参加停止とする。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。
2. グループの演奏に [4] 1. の規定に違反する事実が認められた場合は失格として審査の対象としない。また、後日これらが明らかになった場合は審査結果を無効とするとともに、失格として授与した賞を剥奪する。

[7] 東海アンサンブルコンテスト出場グループの推薦

1. 上部大会の東海アンサンブルコンテストへ出場するグループの推薦は以下のとおりとする。
 - ① 各部門とも東海吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数の範囲内で金賞受賞グループの「評定点」の上位より同一正会員につき2グループを上限として選出し、審査委員会の信任を得て推薦グループとして決定し、理事長が出場権を授与する。
 - ② 前項の選出において選出グループ数が東海吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数を超えた場合は、最下位で選出されたグループについて審査委員会が投票を行って推薦グループを決定し、理事長が出場権を授与する。審査委員会は投票で過半数の推薦票を獲得したグループを推薦グループとして決定する。
 - ③ 金賞受賞グループ数が東海吹奏楽連盟の示す出場グループ規定数に満たない場合は、銀賞受賞グループの「評定点」の上位より金賞受賞グループを含めて同一会員につき2グループを上限として選出して審査委員会が推薦の可否を審議し、推薦グループとして決定した場合には理事長が出場権を授与する。

[8] 表彰

1. 表彰は授与する賞の公表及び賞状の授与によって行う。
2. 各グループに授与する賞、並びに東海アンサンブルコンテストの出場権を授与したグループは表彰式で発表する。
3. 審査カードは各グループへの引き渡しにより公表し、各グループが得た「評定点」及び受賞した「賞」、並びに東海アンサンブルコンテストの出場権を授与したグループは表彰式終了後に掲示して公開する。なお、審査員氏名は公表する。

[9] その他

1. コンテスト参加に要する費用は参加グループの負担とする。
2. コンテストの運営方法は理事会が定める。

3. コンテスト開催当日に不測の事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

①審査及び表彰に関する不測の事態

理事長又は理事長が指名した者が審査委員会の意見を聴取して対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。

②運営に関する不測の事態

理事長又は理事長が指名した者が対応をとりまとめ、その指示に従うものとする。なお、理事長に事故ある場合は副理事長がその任務を代行する。

4. この規定に定められていないコンテスト実施上の細目については事務局会がその都度定める。